

令和6年度 第10回 県有林林産物 一般競争入札

# 公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和7年2月1日

# 公 売 公 告

第10回 県有林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課にお尋ねください。

1 売払物件の番号および所在地  
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件  
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。  
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間  
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時  
\* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和7年2月12日(水)	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎 4階大会議室	富士・東部 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和7年2月14日(金)	甲州市塩山上塩後 1239番地1 東山梨合同庁舎 1階103会議室	峡東 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和7年2月17日(月)	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階401会議室	中北 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

峡東林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0553-20-2724

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0551-23-3092

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(70-3)」及び「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者としてします。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」(以下「参加資格証明」という。)及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。

(3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

#### 6 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2号適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

#### 7 入札

消費税抜きの価格で入札してください。

#### 8 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4号又は第5号適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

#### 9 契約締結期限

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

#### 10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

#### 11 代金延納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

#### 12 郵便入札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「公告番号第〇号 立木入札書在中」と明記してください。

#### 13 代理入札

この場合委任状に委任者の参加資格証明を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

#### 14 再入札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

#### 15 遵守事項

入札者は契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札条件を遵守してください。

#### 16 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

#### 17 入札結果の公表

入札の透明性の確保及び流通の促進を図るため、入札結果を山梨県ホームページに公表します。

公表内容には、物件情報のほか、落札金額(不落の場合は最高入札価格)、落札者名が含まれます。

#### 18 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

# 入札条件

## 1. 入札参加資格の確認

- (1) 一般競争入札参加者は、「物品等競争入札参加資格審査結果通知」(以下「参加資格証明」という。)を入札しようとする各林務環境事務所(以下「当該林務環境事務所」という。)の受付に提示し、確認を受けてください。
- (2) 代理人が入札しようとするときは、有資格者本人の参加資格証明と委任状を当該林務環境事務所の受付に提出してください。
- (3) 同一人が2人以上の代理人になること、及び他の入札者の代理人になることはできません。
- (4) 一般競争入札は、「参加資格証明」の所持者以外の者は参加できません。

## 2. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約書(別紙)を受付時に提出してください。
- (2) 誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

## 3. 公告物件の熟覧

- (1) 入札参加者は、公告物件の明細書及び現場を熟覧の上、入札してください。

## 4. 入札方法

入札は次の事項に注意し、間違いのないようにしてください。

- (1) 入札参加者は、所定の様式により、公告番号ごとに入札金額、公売番号、所在地又は住所、商号又は名称、代表者名、入札年月日、宛名を記載し捺印してください。
- (2) インク、ボールペン、マジックペン等を用い、鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。また、金額の表示はアラビア数字(1, 2, 3...)を用いてください。
- (3) 入札書を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押印してください。
- (4) 入札書は当該林務環境事務所が備えた入札箱に投函してください。
- (5) 投函した入札書の引換、変更、または取り消しは出来ません。
- (6) 「無効入札」の各項目に注意してください。

## 5. 郵便入札

公告で郵便入札を認めている場合は、次の要領で郵送してください。

- (1) 入札書を封入し、封筒の表に「公告番号第〇号 立木入札書在中」と明記してください。
- (2) 公売公告で指定した場所及び日時までに必ず到着するよう書留郵便で郵送してください。

## 6. 無効入札

次の各号に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書の金額、氏名、印鑑、公告番号、または重要な文字の誤脱によって必要な事項を確認し難いとき。
- (3) 入札金額を訂正した場合、その箇所に訂正印のないとき。
- (4) 郵便入札書が定められた日時までに当該林務環境事務所に到達しなかったとき。ま

た5項で示された方法によらず郵便入札と認められないとき。

- (5) 同一物件に対し、一人で2通以上の入札をしたとき。
- (6) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (7) 入札条件に違反したとき。

#### 7. 落札者の決定

- (1) 当該物件について、当該林務環境事務所長が定めた予定価格以上の最高価格の入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同金額の入札者が2名以上あるときは、くじによって落札者を定めま

す。  
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

また、同金額の入札者のうち1名が棄権を申し出、当該林務環境事務所長が認めた場合は、同金額の入札者を落札とします。

#### 8. 入札の中止と落札の取消し

入札者が連合し、または連合する恐れがあり、その他入札を公正に行うことが出来ないと認めるときはその入札を中止します。また、落札決定後、落札者に不正行為があったことが判明したときは落札を取消します。

#### 9. 契約の締結

- (1) 入札及び契約は、公売物件を所管する林務環境事務所長が行います。
- (2) 契約の締結は、落札決定の通知を受けた日から7日以内とします。
- (3) 契約は、契約担当者と買受者の双方が契約書に記名捺印したときに成立します。
- (4) 落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

#### 10. その他

入札及び契約に関する不明な点は当該林務環境事務所長にお問い合わせください。

別記

代金延納要領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内 ただし1,000m <sup>3</sup> 以上を売り払うときは8箇月以内	①利付国債 ②その他政府の保証のある債券 ③銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	年利 1.00% (違約金) 年利 14.60%
素材	1件の売払代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日（大正・昭和・平成・令和） 年 月 日

(第1号様式)

# 入札書

公告番号 第 号

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額をもって買い受けたいので、公売公告を了承のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

林務環境事務所長 殿

# 委任状

林務環境事務所長 殿

受任者

印

私は上記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(契約書案)

(立木)  
(延納、現金、共通)

## 売 買 契 約 書

1 売買物件の所在

山梨県 市 町 大字 字  
郡 村

恩賜県有財産 第 林班 小班 内 面積 h a

2 公告番号 第 号

記入番号 第 号

3 売買物件の種類及び数量

樹 種	種 別	本 数	材 積	備 考
		本	m <sup>3</sup>	

4 売買代金額 ￥ —

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —)

内訳 現金納入

延納

5 指定する用途 なし

6 契約保証金 (免除 又は ￥ —)

7 売買物件の搬出期限 令和 年 月 日

上記物件について売渡人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例第48号）、同条例施行規則（昭和28年山梨県規則第36号）及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）を了承のうえ、次の条件によって売買契約を締結する。

この契約を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 甲

買受人 乙

(現金、契約保証金免除)

条 件

(注) 1 \_\_\_\_\_素材については不用条文。

2 \_\_\_\_\_限定指名競争契約以外については不用条文。

3 \_\_\_\_\_やまなし提案型システム販売契約以外については不用条文。

(売買代金の納付)

第1条 乙は、契約書に定める売買代金を甲の発する納入通知書により納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 乙が前項の納入期限までに売買代金を完納しない場合は、当該未納の売買代金につき、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率をもって、その納入期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

(売買物件の引渡)

第2条 売買物件（根株は含まないものとする。）の引渡しは、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第46条に定める日以降、素材については10日以内、立木の場合は20日以内に乙の立会のうえ行うものとする。

2 売買物件の引渡しにあたって、乙が立会わず又は立会うことができない場合は、甲の引渡通知の日に、引渡しが行われたものとする。

3 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

(極印のき損の届出等)

第3条 乙は、売買物件の根際に押印してある極印の印影を滅失し、又は損傷してはならない。

2 乙は、前項の印影が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくその樹種及び調査番号を甲に届け出なければならない。

3 乙は、売買物件を伐採したときは、根株の断面にその調査番号を移記しておくものとする。

(売買物件の搬出)

第4条 乙は、売買物件を搬出期限内に恩賜県有財産区域外に搬出するものとする。

2 乙は、売買物件の搬出が完了したときは、5日以内に搬出終了届を甲に提出しなければならない。

3 乙は、天災その他やむを得ない理由により、搬出期限までに売買物件を搬出することができないときは、搬出期限10日前までにその理由を付して甲の承認を受けなければならない。

4 乙が、天災その他の不可抗力により搬出することが出来ない期間は、乙が遅滞なく理由を申し出て甲の承認を受けたときに限り、これを搬出期間に算入しないものとする。

(搬出延滞料)

第5条 前条第3項の場合乙は、延長日数1日につき売買代金の額1000分の1に相当する金額を搬出延滞料として

甲に納付しなければならない。

2 やむを得ない理由により、前条第3項の承認願が搬出期限経過後に提出された場合の願書到着の日までの搬出延期料は前項に規定する額の2倍に相当する金額とする。

3 搬出期限経過後において、甲の承認を得ないで売買物件を搬出したときは、乙は甲の認定した日数に応じて第1項に規定する額の2倍に相当する金額を搬出延期料として納付するものとする。

#### (搬出未済の措置)

第6条 乙が、搬出期限までに売買物件を搬出しないときは、甲は更に期限を付して搬出すべき旨の通知をするものとする。

2 前項の期限までに売買物件を搬出しないときは、甲は乙に対し、契約の解除又は所有権の帰属若しくは搬出未済物件等の取りかたづけの措置を命ずることができる。

3 甲は前項の措置に乙が応じないときは、当該物件を取りかたづけ、これに要した費用を乙に請求するものとする。

#### (入山証)

第7条 この売買契約の写しをもって、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第四十七条に定める入山証に代えるものとする。

#### (施設の設置等)

第8条 乙は、事業のため、特に恩賜県有財産区域内に施設を設ける必要があるときは、あらかじめ使用箇所、面積、使用期間等について甲に申し出て、その指示により施設を設けることができる。

2 乙は、前項の規定により施設を設けた場合において、その使用を終わり、又は契約が解除されたときは、甲の指定した期間内に当該施設を収去し、使用した土地を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

3 乙が、前項に違反して施設の収去を怠ったために生じた損害については、乙は甲の指示に従い賠償しなければならない。

#### (処分の制限)

第9条 乙は、用途指定のある売買物件についてはあらかじめ、甲の承認を受けなければ、指定する用途以外に使用し又は贈与してはならない。

2 前項に違反した場合は、甲は、当該処分に係る物件に応ずる売買代金の100分の50に相当する金額を違約金として、乙から徴収することができる。

#### (損害の負担)

第10条 売買物件の引渡し前に甲の責に帰さない理由により生じた損害は、すべて乙が負担するものとする。

#### (作業の中止)

第11条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは、公益事業の用に供するため、その他やむを得ない理由により契約を履行することができないときは、甲は、事業の中止を命ずることができる。乙に法令の規定又

は契約に違反する行為がある場合も同様とする。

2 前項後段の場合には、乙は、その損害の賠償を請求することができない。

(契約不適合責任)

第12条 材積の計算方法は、甲の定めるところによる。

2 甲は、売買物件について、種類、数量、品質等が契約内容に適合しないものであっても、その責任を負わないものとする。

(事業執行上の支障木等の届出)

第13条 乙は、事業執行上、売買物件以外の産物等が支障となるときはあらかじめ甲に届出てその指示を受けなければならない。ただし、予見することができずにこれら産物等に損害を与えたときは、すみやかにその被害状況を甲に通知しなければならない。

(損害の賠償)

第14条 乙（使用人を含む）は、その事業の執行上、恩賜県有財産及びその産物、又は県の施設に損害を与えたときは、すみやかに甲に届け出てその指示に従い、原状に復するか又は甲の算定した金額を賠償しなければならない。この場合において、乙は当該産物等の引渡しを請求しないものとする。

(跡地検査)

第15条 甲は、搬出期限が経過したとき、又は乙から搬出終了届の提出があったときは、遅滞なく乙の立会を求め、跡地検査をするものとする。

2 乙は、前項の場合において、正当な理由がないのに立ち会わなかったときは、甲が行った検査の結果に対し異議を申し立てることができないものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第1条第1項の納付期限までに売買代金を納付しないとき。

(2) 第9条第1項、第19条及び第20条の条項に違反したとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(4) その他契約で定める特に重要な条件に違反したと認めるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、当該契約の解除された部分に係る物件は甲に帰属するものとし、甲はこれに相当する売買代金を返還するものとする。

3 第1項の規定により契約の一部を解除した場合において、乙の未納の売買代金の額が当該契約の解除された部分に係る売買物件に相当する売買代金の額を超えるときは、その超える金額の売買代金（徴収すべき利息があるときは、その売買代金及び利息）を一時に徴収するものとする。

4 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は売買代金（第9条第2項に該当するときは、当該部分に応ずる売買代金を除く）の100分の10に相当する金額を違反金として徴収するものとする。

(特殊の理由による契約の変更又は解除)

第17条 法令の規定により公用、又は公共用若しくは公益事業の用、その他やむを得ない理由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議のうえ、その履行不能の部分につき、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により契約を変更した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその賠償を請求することができないものとする。

(やまなし提案型システム販売履行不能による契約の解除)

第18条 乙の共同体製品が、設計変更や他社製品との競合などにより、物件対象施設及びプロジェクトの製品として使用されないことが確実となった場合は、甲はその履行不能の部分につき、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、第16条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により契約を変更した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその賠償を請求することができないものとする。

(産物の流通制限)

第19条 乙は、売買物件を、県内において加工又は半加工するものとし、素材のまま県外に移出してはならない。

(被害防止等の措置)

第20条 乙は、事業にあたっては、山地崩壊の誘因となる作業方法は取らないものとし、国土保全並びに盗伐、誤伐及び火災等の防止に万全の措置を講ずるものとする。

(事業の指示)

第21条 乙は、事業に係る条件付売買物件については、甲の指示に従い作業を行わなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約について、訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

第10回 (2月分) 販売物件明細書 (立木の部)

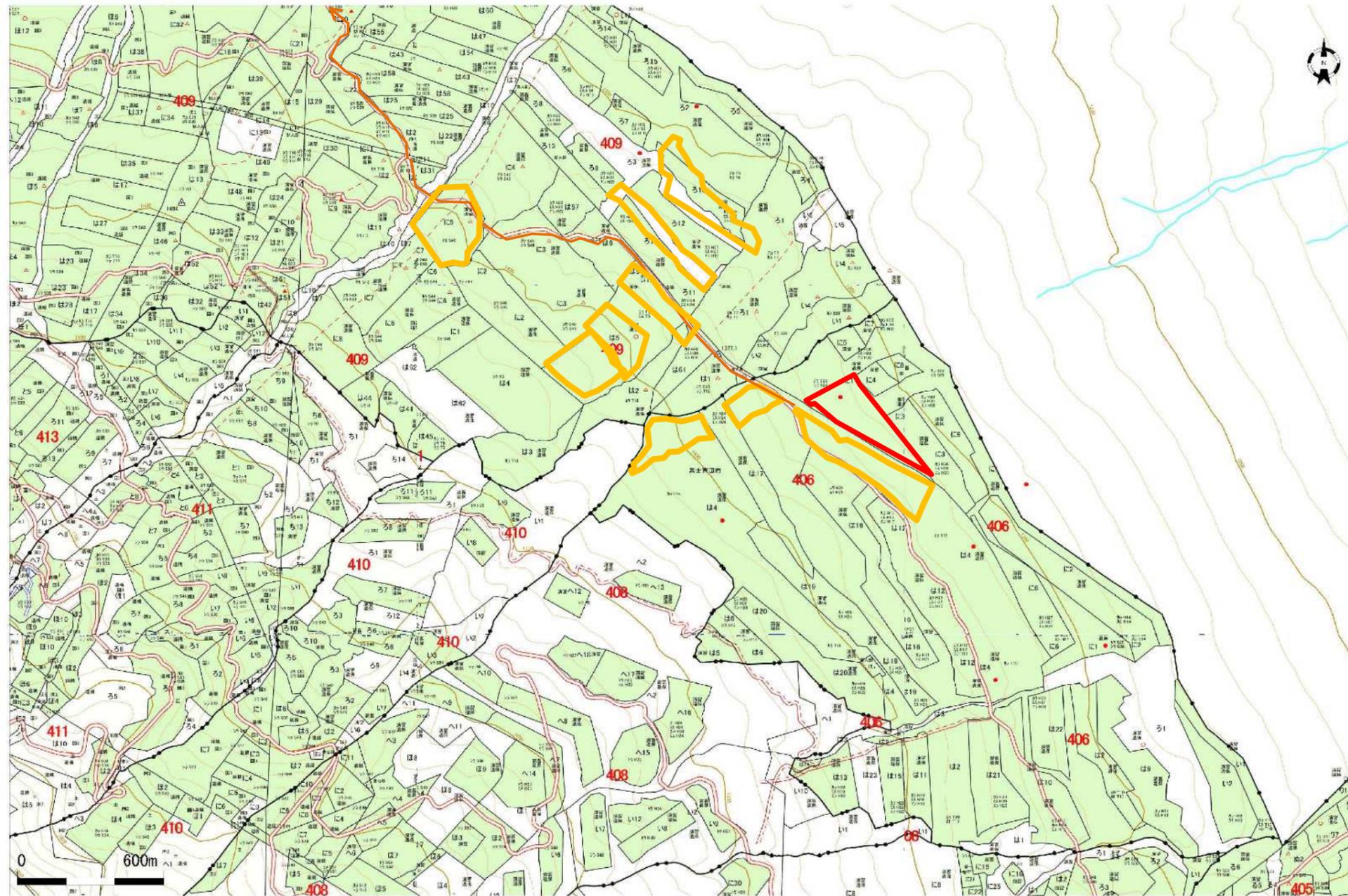
所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間 備考
富士・ 東部	413	富士吉田市 大和ヶ原	406 に1	6.61	からまつ	用材	12~28	99	23.85	14ヶ月 部分林 演習場内  72年生人工林 (公売条件)  1 北富士演習場内 のため、特に大径木 では被弾木の恐れ がある。また、演習 実施等に伴う立入 制限が発生する。
						用材	30~54	298	206.19	
						小計		397	230.04	
						用材	12~28	50	18.38	
						用材	30~54	50	63.60	
					小計		100	81.98		
					用材計		497	312.02	2 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の 崩落防止、表土の 流出防止等、林地 保全に十分配慮し、 必要に応じて対策 等を講ずること。  3 集材搬出路、造 材作業箇所、材の 集積箇所及び残存 する末木枝条等に ついては、事前に林 務環境事務所と協 議すること。  4 既設林道、作業 道等を使用する場 合は、事前に関係 機関に必要な手続 きを行うこと。	
					小径木(針)	チップ等	298	61.61		
					小径木(広)	チップ等	4,074	846.12		
					小径木計		4,372	907.73		
合計				6.61			4,869	1,219.75	(調査方法) 樹種、材積の調査 方法は、標準地調 査法による。	
					(N枝条)			(45.68)		
					(L枝条)			(135.38)		
					(枝条計)			(181.06)		

# 令和6年度 立木公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字大和ヶ原 5610-1 県有林第406林班に1小班

富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 6.61 ha

N  
S=1:20,000



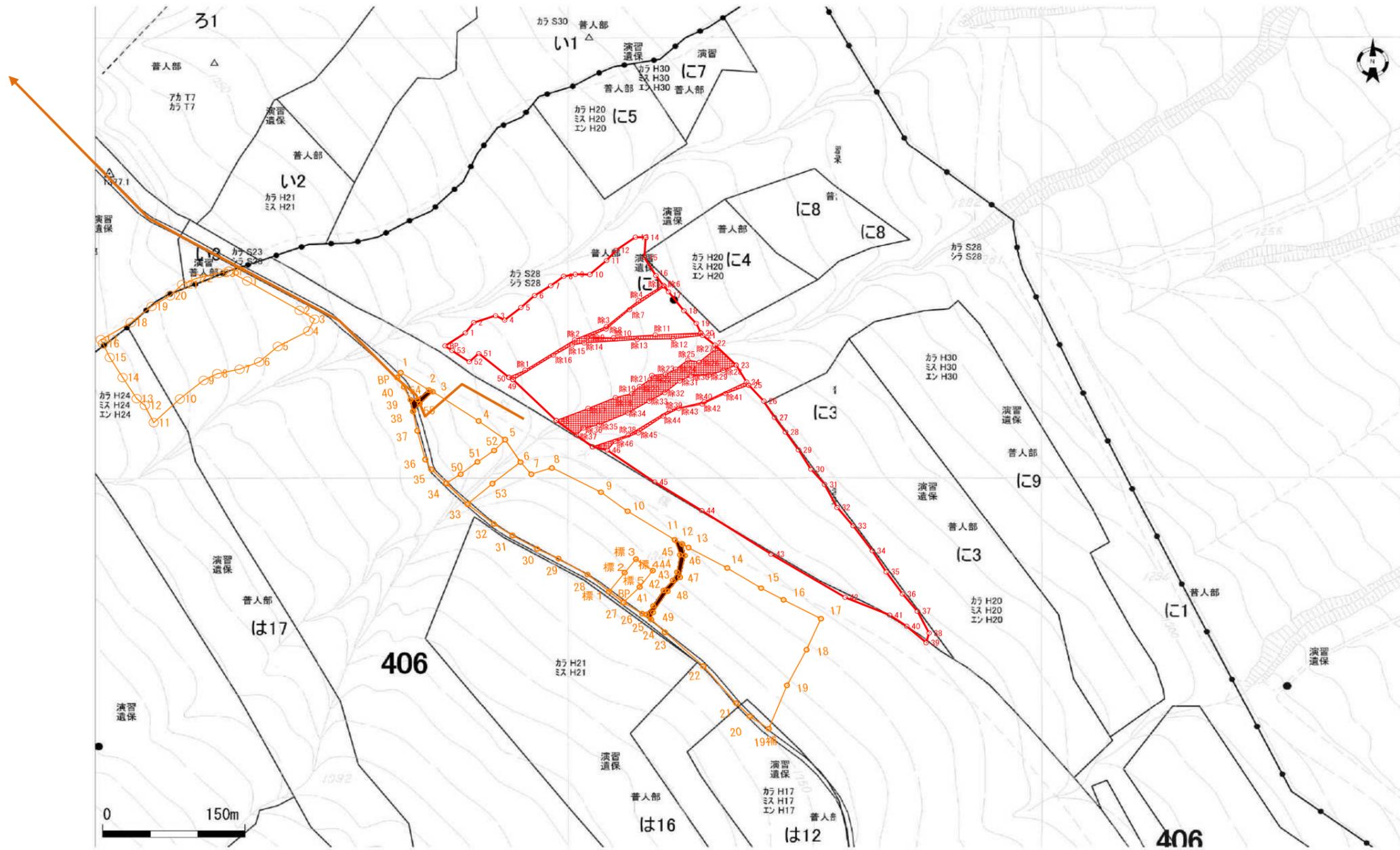
凡 例	
	立木公売区域
	既往処分箇所
	運搬経路

# 令和6年度 立木公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字大和ヶ原 5610-1 県有林第406林班に1小班

富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 6.61 ha

N  
S=1:5,000



凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	立木公売区域
<span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	既往処分箇所
<span style="color: orange;">→</span>	運搬経路

第10回 (2月分) 販売物件明細書 (立木の部)

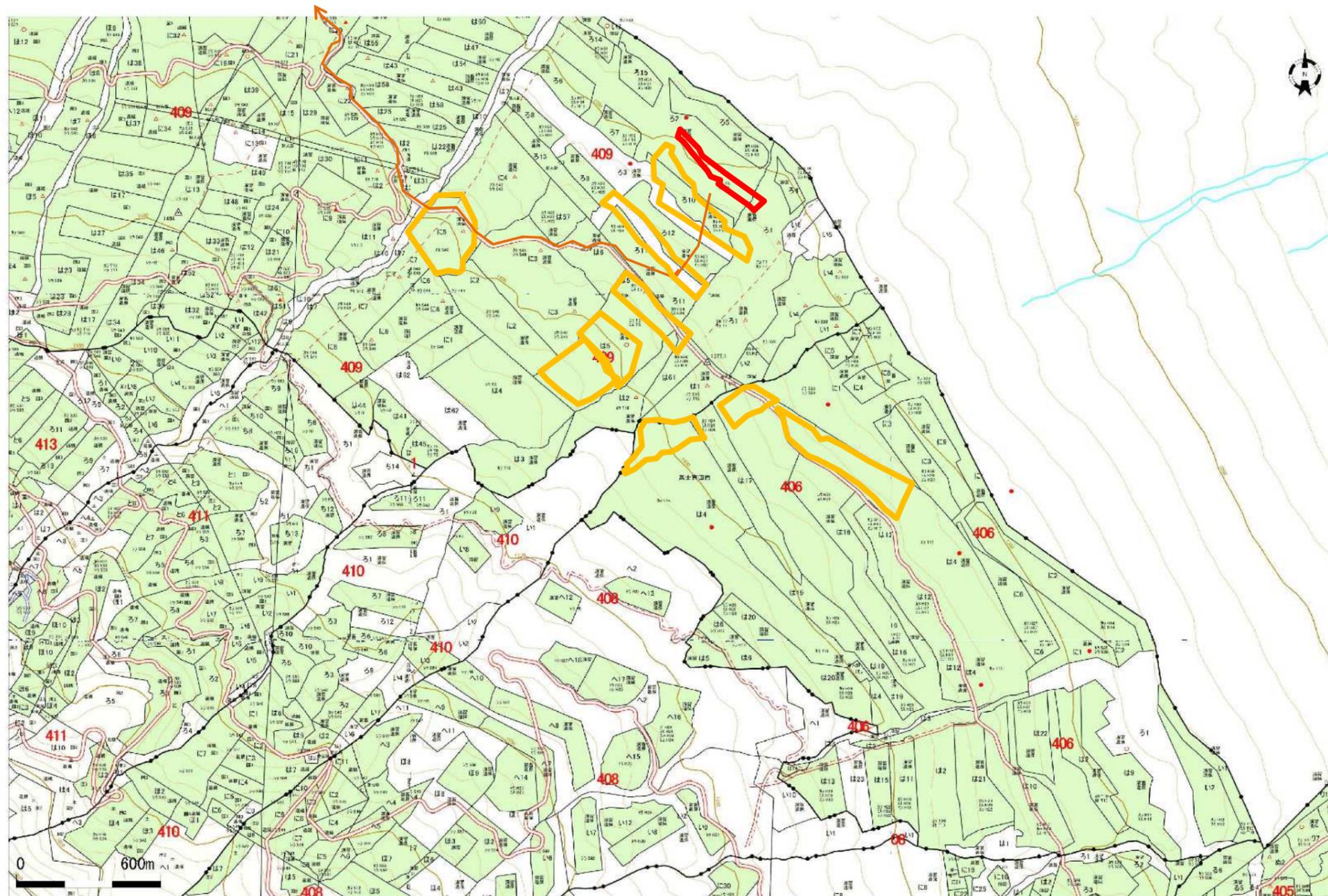
所別	公告番号	市町村字	林班小班	面積 (ha)	樹種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間備考
富士・東部	414	富士吉田市 梨ヶ原	409 ろ2	2.14	あかまつ	用材	30~54	43	24.18	8ヶ月 部分林 演習場内  109年生人工林 (公売条件)  1 北富士演習場内のため、特に大径木では被弾木の恐れがある。また、演習実施等に伴う立入制限が発生する。  2 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。  3 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所及び残存する末木枝条等については、事前に林務環境事務所と協議すること。  4 既設林道、作業道等を使用する場合は、事前に関係機関に必要な手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。
						用材	56~	21	26.96	
						小計		64	51.14	
					からまつ	用材	30~54	257	214.21	
						用材	56~	64	78.11	
						小計		321	292.32	
					もみ	用材	12~28	128	22.47	
						用材	30~54	21	13.27	
						小計		149	35.74	
					用材計			534	379.20	
					小径木(針)	チップ等		107	5.56	
					小径木(広)	チップ等		1,348	188.75	
小径木計			1,455	194.31						
合計				2.14			1,989	573.51		
					(N枝条)			(38.73)		
					(L枝条)			(30.20)		
					(枝条計)			(68.93)		

# 令和6年度 立木公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字 梨ヶ原5608-1 県有林第409林班ろ2小班

富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 2.14 ha

N  
S=1:20,000

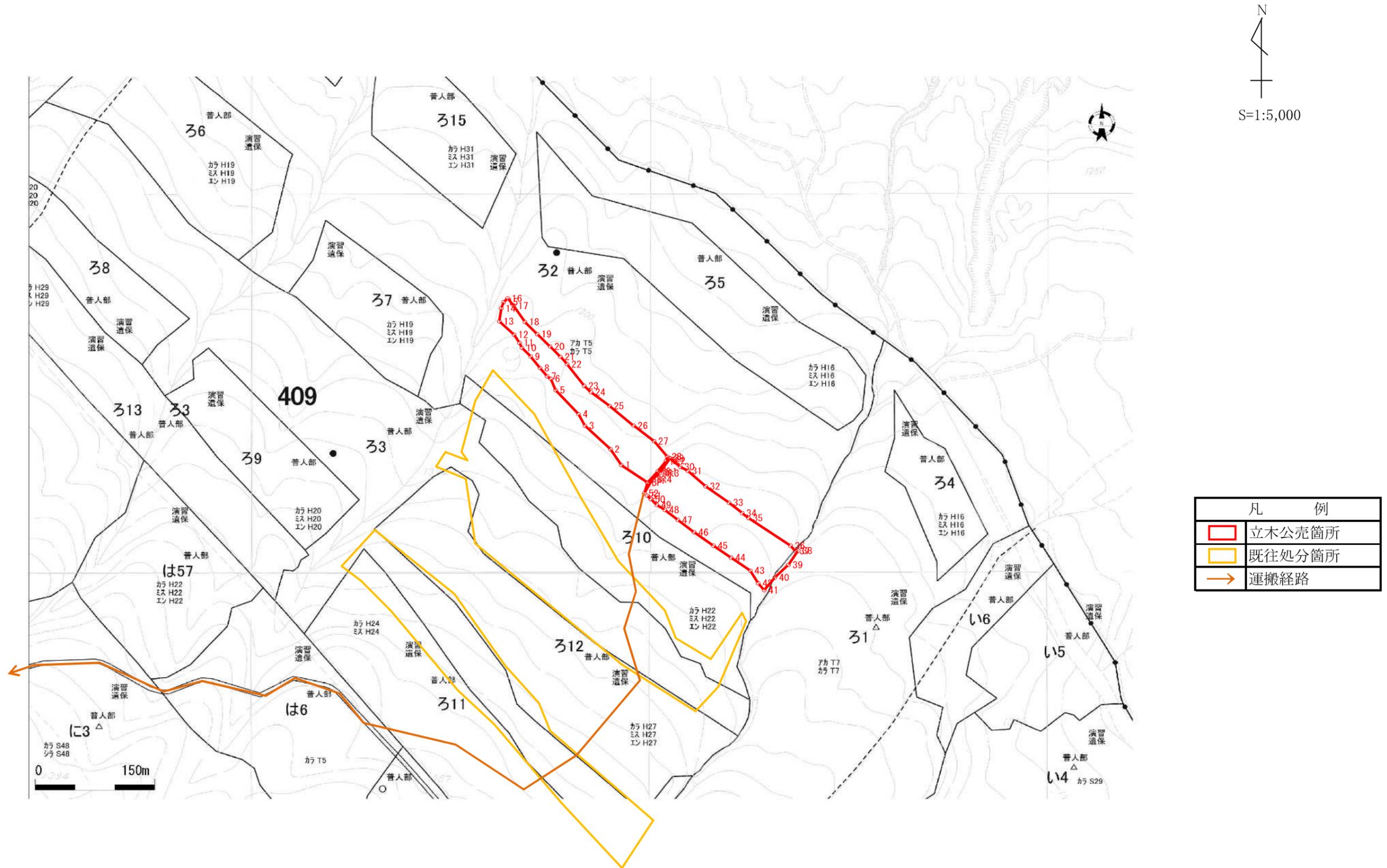


凡 例	
	立木公売箇所
	既往処分箇所
	運搬経路

# 令和6年度 立木公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字 梨ヶ原5608-1 県有林第409林班ろ2小班

富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 2.14 ha



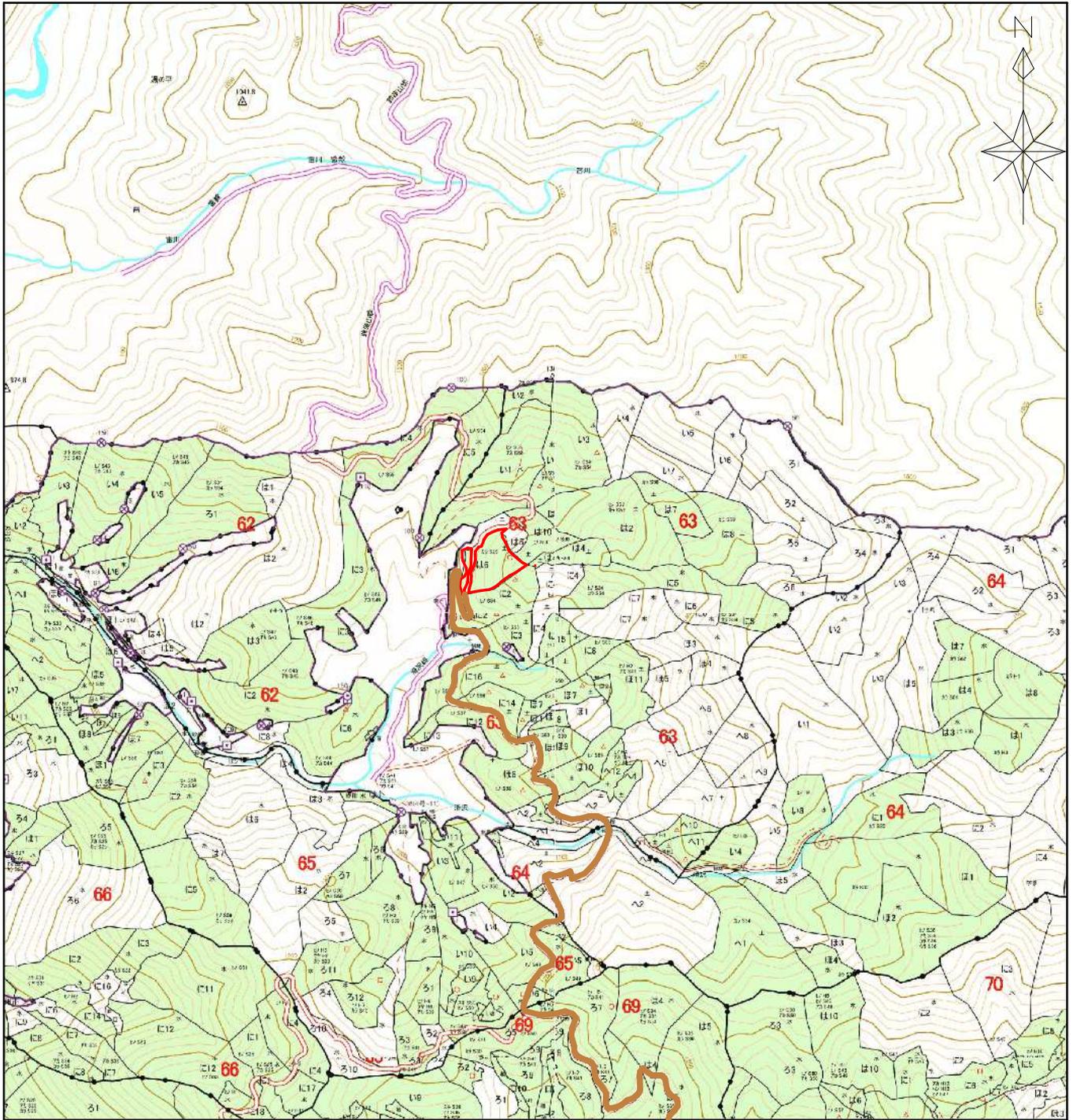
第10回 (2月分) 販売物件明細書 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備考
峡東	207	甲州市 滑沢山	63 は6	2.51	からまつ	用材	12～28	789	240.40	搬出期間 12ヶ月 一般林 土砂流出防備保安林  75年生 人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の 崩落防止、表土の 流出防止等、林地 保全に十分配慮 し、必要に応じて対 策等を講ずること。  2 集材路、造材作 業箇所、材の集積 箇所及び末木枝条 等の処理について は、事前に林務環 境事務所と協議す ること。  3 既設林道、作業 道等を使用する場 合は、関係機関に 必要な手続きを行 うこと。  4 土地の形質変更 については、別途 手続きを行うこと。
							30～54	519	483.51	
							小計	1,308	723.91	
合計				2.51				2,909	945.14	
					(N枝条)				(75.13)	(調査方法)
					(L枝条)				(17.03)	樹種、材積の調査 方法は、標準地調 査法による。
					(枝条計)				(92.16)	

# 令和6年度立木公売箇所位置図

甲州市 塩山小屋敷 字滑沢山  
 峡東事業区 実施面積2.51ha

県有林第63林班は6小班 1 : 20,000

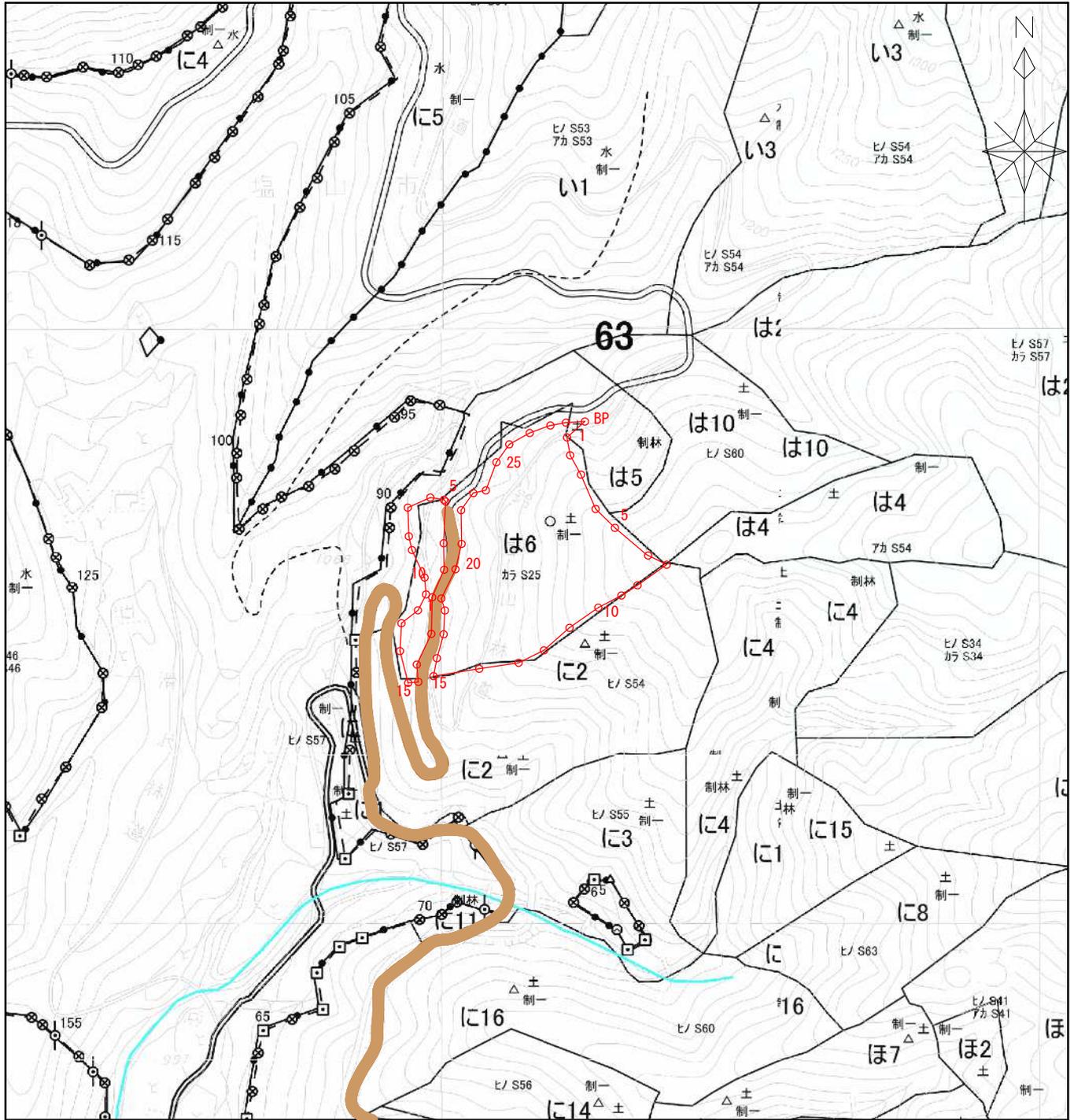


凡 例	
	立木公売箇所
	運搬経路
	既往処分箇所
	既往造林地

# 令和6年度立木公売箇所位置図

甲州市 塩山小屋敷 字滑沢山  
 峡東事業区 実施面積2.51ha

県有林第63林班は6小班 1 : 5,000



凡 例	
○	立木公売箇所
—	運搬経路
○	既往処分箇所
○	既往造林地

第10回 (2月分) 販 売 物 件 明 細 書

(立木の部)

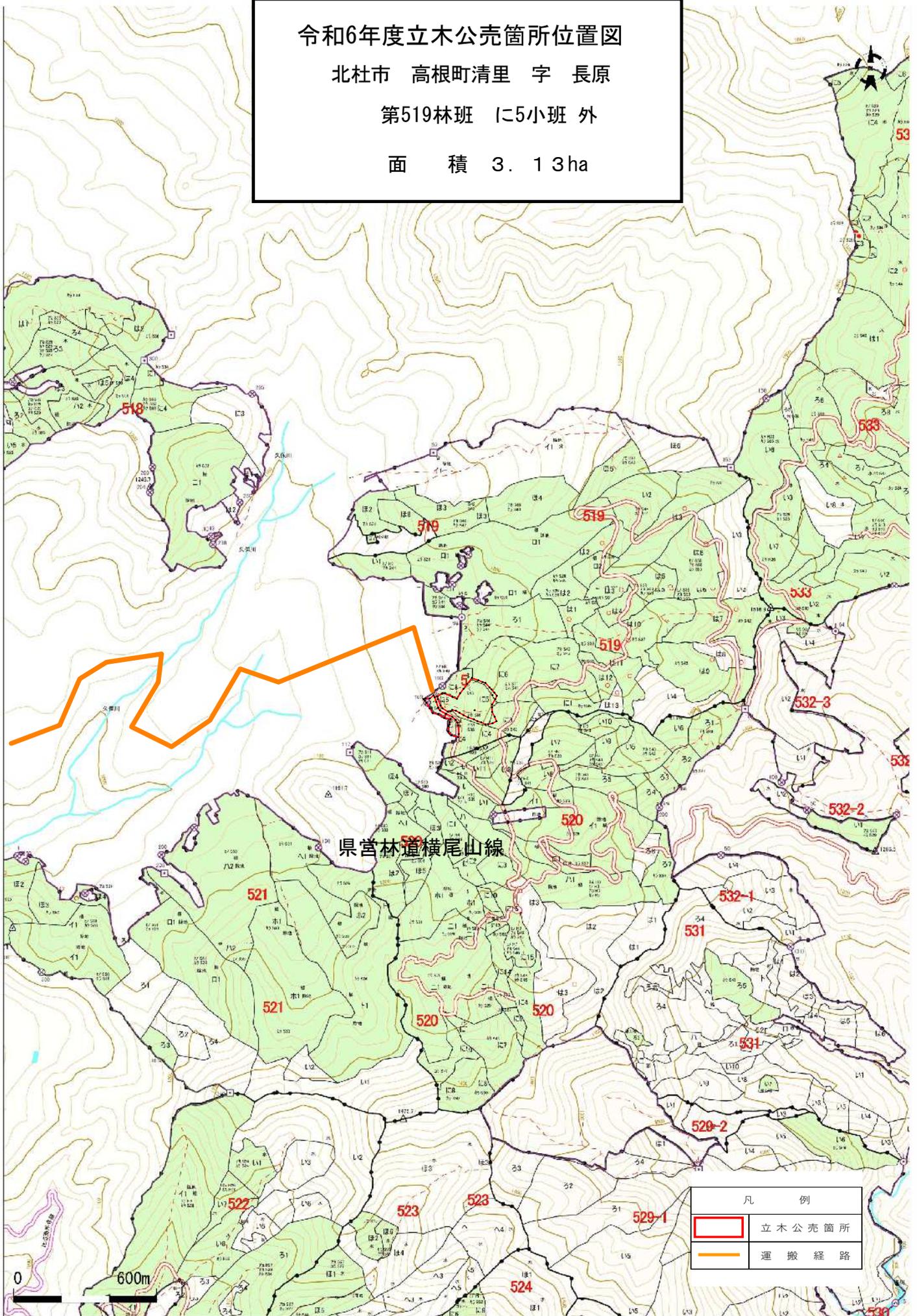
所別	公告 番号	市町村 字	林小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級 区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	113	北杜市	519 に4 519 に5 長原	3.13	あかまつ	用材	12~28	201	101.97	搬出期間  14ヶ月 一般林
						〃	30~54	526	593.23	
						小計		727	695.20	
					からまつ	用材	12~28	55	36.41	普通林
						〃	30~54	184	236.00	
						小計		239	272.41	
					くり	用材	16~20	86	15.38	62年生人工林(に4)
						〃	22~54	151	92.50	
						小計		237	107.88	
					けやき	用材	16~20	3	0.34	60年生人工林(に5)
						小計		3	0.34	
					ほおのき	用材	16~20	21	2.60	(公売条件)
						〃	22~54	18	5.88	
						小計		39	8.48	
					みずき	用材	16~20	37	8.46	1伐倒木等の流失防止、伐
						〃	22~54	49	27.14	
						小計		86	35.60	
					かつら	用材	22~30	18	5.52	採法面の崩落防止、表土
						小計		18	5.52	
					なら類	用材	22~30	46	17.93	の流出防止等、林地保全
						小計		46	17.93	
					とち類	用材	22~30	76	35.28	に十分配慮するとともに
						小計		76	35.28	
					用材計			1471	1,178.64	2索道設置、集材搬出路、
					小径木(広)	チップ等		431	44.49	
					小径木計			431	44.49	集積、造材作業箇所及び
					残存する末木枝条等につ					
					いては、事前に林務環境					
					3既設林道、作業道等を使					
					用する場合は、関係機関					
					に必要な手続きを行うこ					
					と。					
合計				3.13				1,902	1,223.13	
						(N枝条)			(112.17)	(調査方法)
						(L枝条)			(31.27)	樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。
						(枝条計)			(143.44)	

# 令和6年度立木公売箇所位置図

北杜市 高根町清里 字 長原

第519林班 に5小班 外

面積 3.13ha



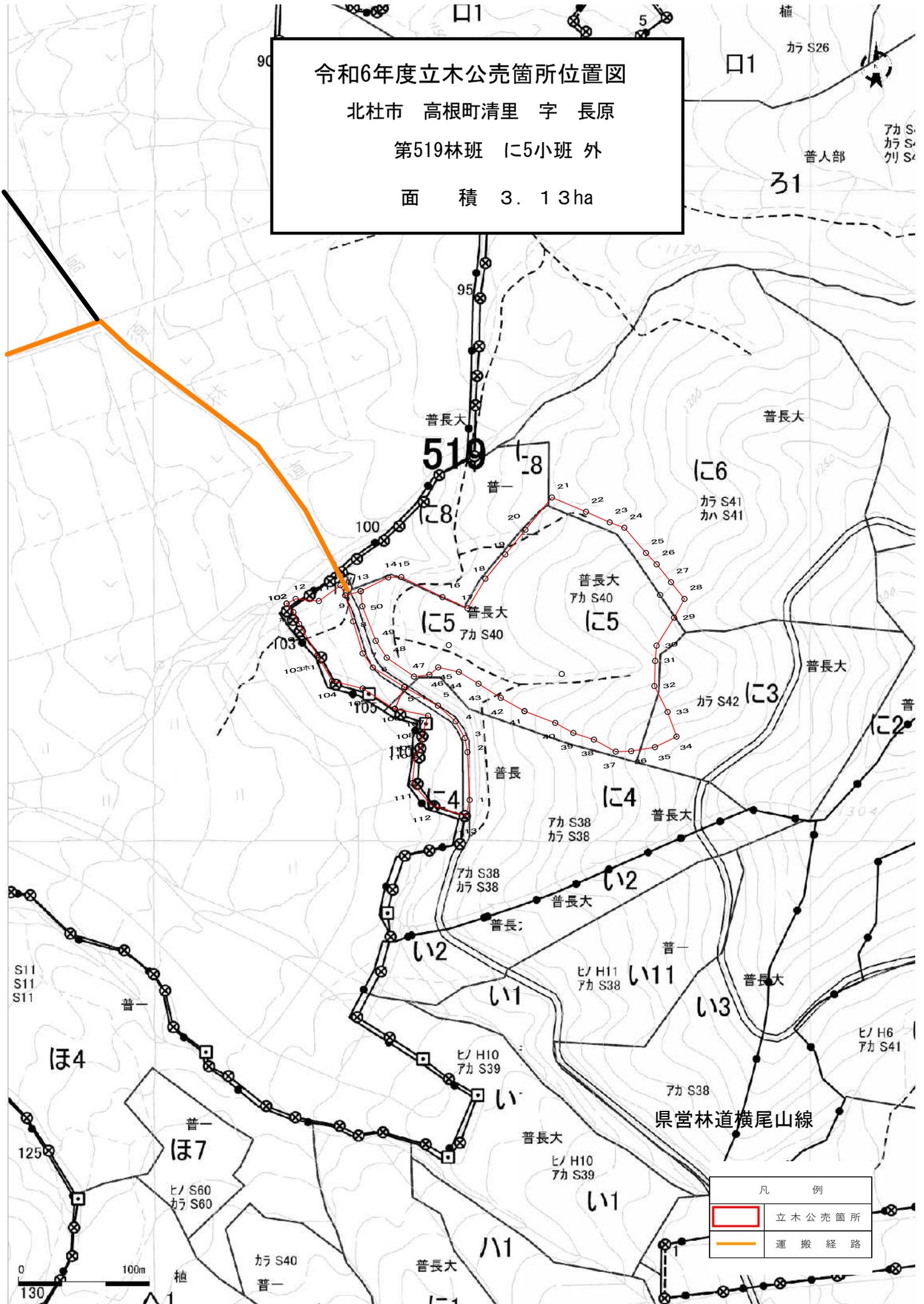
県営林道横尾山線

# 令和6年度立木公売箇所位置図

北杜市 高根町清里 字 長原

第519林班 に5小班 外

面積 3.13ha



凡 例	
	立木公売箇所
	運搬経路

第10回（2月分） 販 売 物 件 明 細 書

（立木の部）

所別	公告 番号	市町村 字	林小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級 区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	114	北杜市	471 に1	1.77	あかまつ	用材	12～28	147	74.64	搬出期間
						＼	30～54	338	404.09	
						＼	56～	9	23.98	
						小計		494	502.71	
					からまつ	用材	12～28	496	228.08	普通林
						＼	30～54	218	195.73	
						小計		714	423.81	
					みずき	用材	16～20	35	4.35	77年生人工林
						＼	22～54	9	1.68	
						小計		44	6.03	
					なら類	用材	32～54	9	5.72	
						小計		9	5.72	
					とち類	用材	22～30	25	9.35	
						小計		25	9.35	
					用材計			1286	947.62	
					小径木(針)	チップ等		53	6.55	(公売条件)
					小径木(広)	チップ等		214	29.86	1伐倒木等の流失防止、伐 採法面の崩落防止、表土 の流出防止等、林地保全 に十分配慮するとともに 、近隣住民への周知等、 必要に応じて対策等を講 ずること。 2索道設置、集材搬出路、 集積、造材作業箇所及び 残存する末木枝条等につ いては、事前に林務環境 事務所と協議すること。 3既設林道、作業道等を使 用する場合は、関係機関 に必要な手続きを行うこ と。
小径木計			267	36.41						
合計										
						(N枝条)		(100.23)	(調査方法)	
						(L枝条)		(8.20)	樹種、材積の調査方法は、標 準地調査法による。	
						(枝条計)		(108.43)		

# 令和6年度立木公売箇所位置図

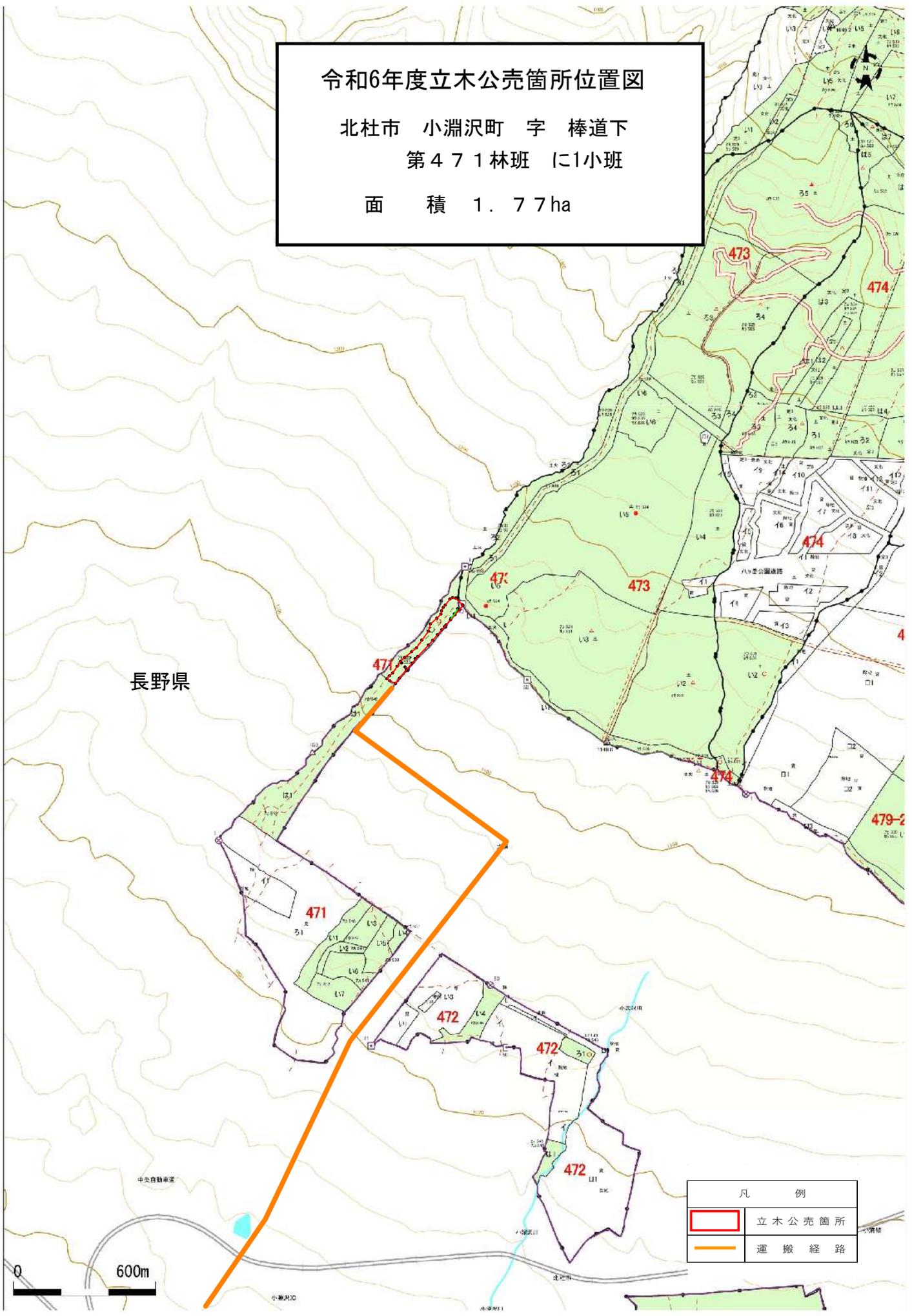
北杜市 小淵沢町 字 棒道下

第471林班 に1小班

面積 1.77ha

長野県

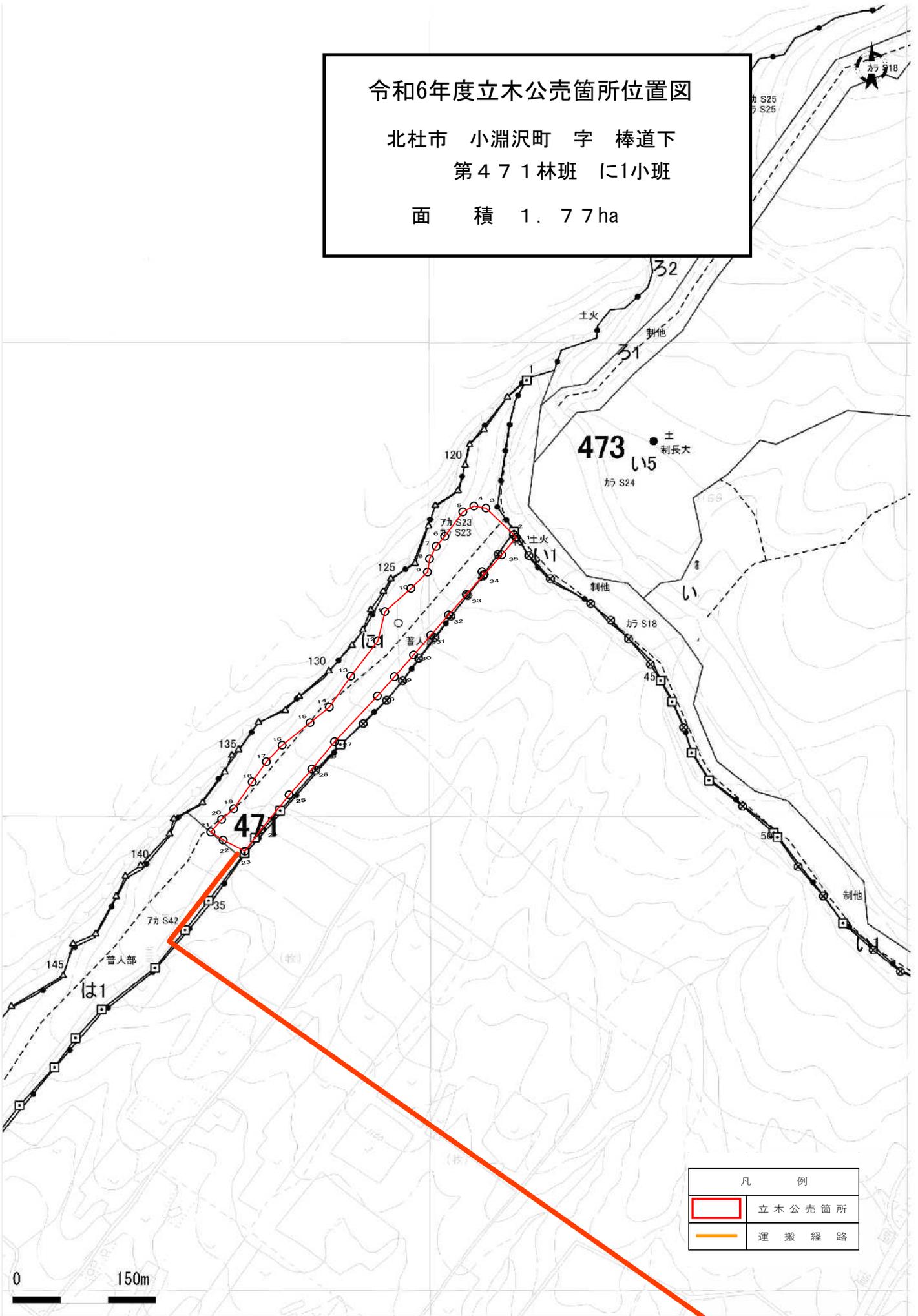
凡 例	
	立木公売箇所
	運搬経路



# 令和6年度立木公売箇所位置図

北杜市 小淵沢町 字 棒道下  
第471林班 に1小班

面積 1.77ha



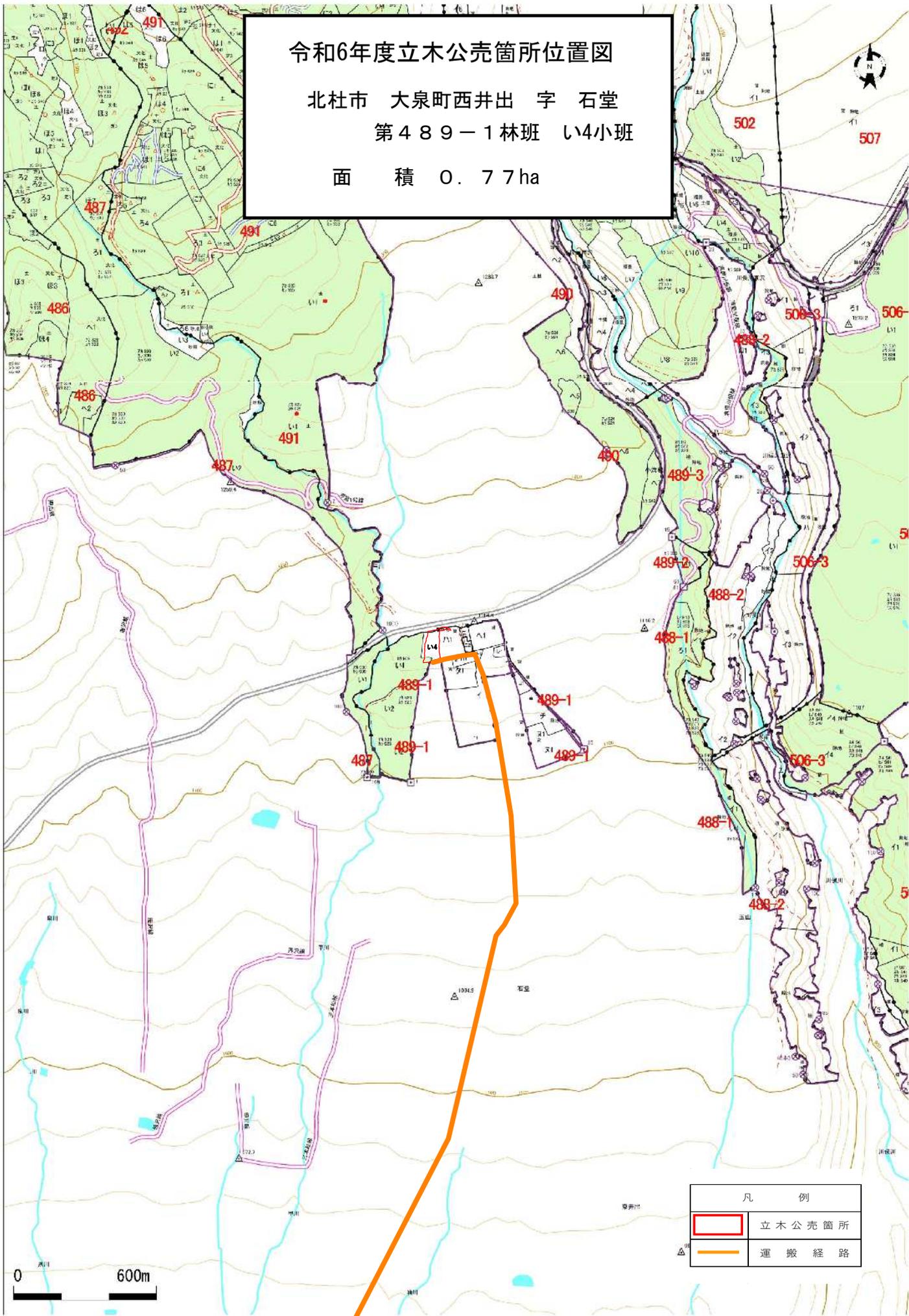
第10回（2月分） 販 売 物 件 明 細 書

（立木の部）

所別	公告 番号	市町村 字	林小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級 区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	115	北杜市	489-1 い4	0.77	からまつ	用材	12～28	25	12.24	搬出期間  6ヶ月 一般林
						＼	30～54	95	132.90	
						小計		120	145.14	
					あかまつ	用材	12～28	15	9.34	普通林
						＼	30～54	28	33.65	
						＼	56～	3	11.80	
						小計		46	54.79	
					ひのき	用材	16～20	1	0.12	69年生人工林
						＼	30～54	3	2.42	
						小計		4	2.54	
					もみ	用材	12～28	1	0.26	
						＼	30～54	5	5.59	
						＼	56～	1	2.58	
						小計		7	8.43	
					くり	用材	16～20	5	0.59	(公売条件)
						＼	22～54	29	20.66	
						小計		34	21.25	
					みずき	用材	16～20	17	2.20	1伐倒木等の流失防止、伐 採法面の崩落防止、表土 の流出防止等、林地保全 に十分配慮するとともに 、近隣住民への周知等、 必要に応じて対策等を講 ずること。
						＼	22～54	11	5.55	
						小計		28	7.75	
					なら類	用材	22～30	29	7.53	2索道設置、集材搬出路、 集積、造材作業箇所及び 残存する末木枝条等につ いては、事前に林務環境 事務所と協議すること。
						＼	32～54	20	23.42	
						＼	56～	1	2.33	
						小計		50	33.28	
とち類	用材	22～30	16	4.23	3伐採区域内に残存指定木 があるので伐採するにあ り注意すること。					
	＼	32～54	1	0.61						
	小計		17	4.84						
用材計								306	278.02	4市道、電線等に影響があ る場合は、事前に関係機 関と協議すること。
小径木(針)						チップ等	2	0.51		
小径木(広)						チップ等	281	15.98		
小径木計								283	16.49	
合計				0.77				589	294.51	
						(N枝条)			(20.99)	(調査方法)
						(L枝条)			(13.38)	樹種、材積の調査方法は、毎 木調査法による。
						(枝条計)			(34.37)	

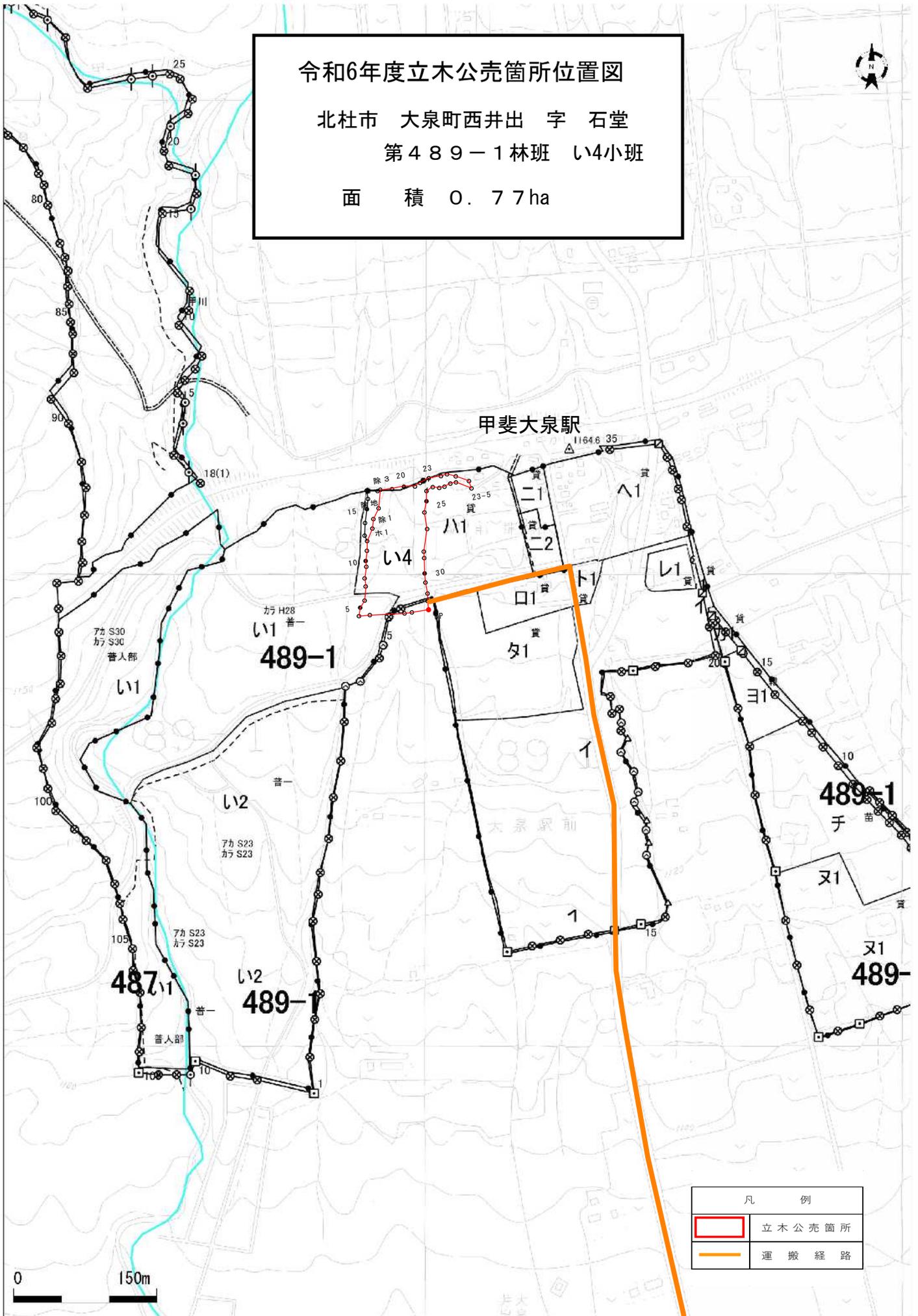
# 令和6年度立木公売箇所位置図

北杜市 大泉町西井出 字 石堂  
第489-1林班 い4小班  
面積 0.77ha



# 令和6年度立木公売箇所位置図

北杜市 大泉町西井出 字 石堂  
第489-1林班 い4小班  
面積 0.77ha



凡 例	
	立木公売箇所
	運搬経路